

新温泉町いじめ防止基本方針

平成26年4月

新温泉町教育委員会

目 次

はじめに 1

I いじめの防止等に関する基本理念 2

II いじめの防止等に関する基本的な考え方 2

1 いじめの理解 2

2 子どもの発達期の特徴といじめの防止等（未然防止、早期発見・対応） 2

(1) 小学校低学年 2

(2) 小学校高学年 3

(3) 中学校 3

(4) 高等学校

3 いじめの現状 3

(1) 児童生徒の状況 3

(2) 児童生徒を取り巻く社会の状況 4

(3) いじめの状況 4

4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向 5

(1) 「個の成長」 5

(2) 「豊かな人間関係」 5

(3) 「組織的な取組」 6

(4) 「いじめ問題への理解」 6

III いじめ防止等に関する取組 7

1 推進体制 7

(1) 新温泉町いじめ防止基本方針 7

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と組織対応の強化・充実 7

(3) いじめ対応の校内委員会の役割 7

2 未然防止 7

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心育成 8

(2) いじめに対する正しい理解 8

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり 8

(4) 児童生徒や学級の状況の把握 8

(5) 教職員の対応能力向上に向けた取り組み 8

(6) いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発 9

(7) 教職員がゆとりをもって児童生徒に向き合う時間の確保 9

3 早期発見 9

- (1) 相談窓口の整備・環境づくり 9
- (2) 教職員の対応能力の向上 10
- (3) 日常的な実態調査 10

4 早期対応 10

- (1) いじめの組織的対応 10

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応 12

- (1) 体制の整備 12
- (2) 防止等の啓発 12

6 家庭・地域との連携 12

- (1) 家庭・地域への啓発 12
- (2) 家庭・地域からの協力 12

7 関係機関との連携 12

- (1) 町教育委員会との連携 12
- (2) 警察等との連携 12

IV 重大事態への対処 12

1 町教育委員会及び学校による調査 12

- (1) 調査の方法 13
- (2) 調査のあり方 13
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供 14

2 重大事態の発生及び調査結果の報告 14

3 調査結果を踏まえた措置 14

V その他、基本方針に係る事項 15

は じ め に

いじめが社会問題化している今日、教育におけるいじめの問題は看過できない深刻な課題として私たちの目の前にある。めまぐるしい社会の変化の中で、子どもたちを取り巻く環境は厳しく、学校や家庭、地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって教育的機能が低下しているという指摘もある。学校をはじめ、家庭・地域を含めた教育のあり方やその役割がいま改めて問われていると認識しなければならない。

兵庫県では、先の阪神・淡路大震災から学んだ思いやりや助け合いなどの教訓を生かし、教育の創造的復興に取り組んできた。また、日本中を震撼させた神戸須磨区の少年による連続殺傷事件から、「心の教育緊急会議」の提言を受け、命の大切さを学ぶなど心の教育の充実にむけ、全国に先駆けた「トライ・やるウィーク」や「自然学校」の全県的な実施をはじめ、兵庫型体験教育の推進など学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、カウンセラーの充実、教職員のカウンセリングマインドの向上等に努めてきた。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化してきている。その解決を図るために、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

この新温泉町いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）を受け策定された国のいじめ防止基本方針、並びに兵庫県いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月）を参酌し、新温泉町におけるいじめ問題への対策・対応を総合的かつ効果的に推進するためのものである。全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを放置することがないよう、学校はもとより地域をあげていじめの問題を克服するための基本的な方針である。

いじめの防止をはじめ、その対応や取組の基本を示したものであるが、現在直面する生徒指導の問題はもちろんのこと、学校の組織的運営や協働体制、教職員の指導姿勢のあり方等に深く関わるものであり、いっそうの教育の充実に向けて取り組んでいくための糧となるものである。その柱となるものは、子どもに関わるすべての人と人との信頼関係に基づく連携であり、チームワークである。日々の教育の営みを不断に検証していく上でも、教育に携わるすべての人が共通認識し、しっかりスクラムを組んでいく、その「結び目」の役割を担っていくことを願うものである。

I いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、生き生きと様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう環境づくりと指導・連携の体制を充実する。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを知らずながら放置することがないようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることの認識に立ち、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携協力の下、いじめの問題を克服する。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、一定の人的関係に他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的認識である。

- ①どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 子どもの発達期の特徴といじめの防止等（未然防止、早期発見・対応）

小学校低・高学年、中学校、高等学校の発達期の特徴があり、それらをふまえたいじめ防止等のあり方、指導の連携が重要である。

(1) 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団ルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

(2) 小学校高学年

自分ことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになっていたりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれる危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

(3) 中学校

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視して、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど、人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動がとれる態度を身に付けさせることが大切である。

また、インターネット利用の光と影の部分を疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。

(4) 高等学校

思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、人間としての在り方・生き方を真剣に模索する時期であるが、中には将来を考えることを放棄し、目の前の楽しさを追い求める若者も見受けられる。さらに、特定の仲間集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人や、社会に対する意識や関心が低下しているという指摘もある。

この時期には、自らの個性、適性を伸ばし、自分にふさわしいよりよい生き方について考えさせるとともに、自発的、自治的な活動の中で、様々な役割を果たし期待に応えながら、自他の生命や人権を尊重し、社会性や自律性を高めるなど、人間的成長を図ることが必要である。

また、インターネット上の誹謗中傷や犯罪行為の事例等を用いていじめの問題点について考えるなど、情報モラル、情報リテラシーをさらに向上させることも必要である。

3 いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

(1) 児童生徒の状況

ア 児童生徒の関係

都市化、少子化等により、児童生徒は幼児期から、集団の中で「群れて遊ぶ」経験が減少している。また、インターネットや携帯電話の普及等により対面的なコミュニケーションよりもメディアを介したコミュニケーションを好む社会的風潮も見られる。これらを要因として、人間関係の摩擦を通じた社会性を育む機会が減少している。また、円滑な人間関係や友人との信頼関係を結ぶ力の低下など、児童生徒同士の関係の希薄さが見られる。

イ 学校生活の状況

人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる。また、児童生徒の集団の中には、集団独自のルールが形成され、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む場合がある。習い事やサークル活動など他の集団に属さない児童生徒にとっては、学校生活が家庭外の世界の全てであり、いじめの被害者となった場合に逃げ場のない状況となる。

(2) 児童生徒を取り巻く社会の状況

ア 家庭・地域社会の教育力

学校は積極的に地域との連携協力による教育活動推進に努めており、保護者や地域住民が学校の教育活動に参加する割合は高い。また、大人からほめられたり注意されたりした経験をもつ児童生徒の割合も高い。

一方で、世の中の状況として、家庭環境の変化に伴い、地域社会の絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。

また、人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の在り様を反映して、児童生徒が善悪を判断する明確な基準が見えにくくなるなど、大人の意識が児童生徒の考え方に影響を与えている。

イ 高度情報化社会の進展

情報通信技術が著しく進展する中、携帯電話・スマートフォンの普及により、児童生徒にとって、インターネットは学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。しかし、児童生徒が日々見聞きするメディアが伝える情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力的な場면을写したりする情報も含まれている。

同時に、有害情報の氾濫等により、情報モラルが十分身に付いていない児童生徒がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、電子メールやソーシャルネットワークサービス上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。

また、いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童生徒の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

(3) いじめの状況

ア 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害が周りには見え

にくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

イ インターネット上で行われるいじめの増加

電子メールやソーシャルネットワークサービス上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識がかいま見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、町教育委員会が町長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、学校と一体となって取り組んでいく。

また、取組の基盤として、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とする。

(1)『個の成長』 自分で判断し行動できる人間に育てる。

(学校) 学校においては、児童生徒が、主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。その際、学級活動、児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止の活動や携帯電話等の使用のルールをつくる活動など、児童生徒が自ら考え実行する取組を通して、いじめを許さない学級・学校づくりを進める。

そのためにも、教職員が児童生徒一人一人について理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する必要がある。

(家庭) 家庭においては、家族の愛情に包まれることが、成長過程にある児童生徒の自立を堅固なものとし他者への思いやりを持ち、調和の取れた人間関係を形成する上で重要であることを認識することが大切である。その上で、一人一人の子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を豊かに伸ばし、積極的な生き方を身につけさせる家庭教育を進めることが大切である。また、家族そろって地域の行事等に積極的に参加することにより、先輩や友人、年少の子どもたちとのふれあいを通して人間関係を結ぶ力が育まれる。

(地域) 地域においては、子どものしつけや育ちに関する悩みを抱え、孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組むとともに、学校教育の場に自身の経験や技能等を提供するなど、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育支援機能の活性化が求められる。

(2)『豊かな人間関係』 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

(学校) 学校においては、人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童生徒に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める必要がある。

そのため、教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うことや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進することが大切である。

(家庭) 家庭においては、幼児期から親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

(地域) 地域においては、児童生徒に、自分も共同社会の一員であるという市民意識と社会の形成者としての資質を育成するという認識の下、児童生徒が地域という学校以外の人間関係の中での遊びや活動を通して、人間としての在り方・生き方を学ぶ機会づくりが求められる。また、そのような中において、地域の大人から認められることは、児童生徒の自己有用感を育むなど、人間的成長に大きく寄与する。

(3)『組織的な取組』 いじめの問題に組織的に取り組む。

(学校) 学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努めなければならない。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があつた場合には、速やかに対応する必要がある。また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める必要がある。

(家庭) 家庭においては、子どもが悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築くことが大切である。また、我が子がいじめの被害にあつた場合は全力で守り、あるいは、我が子がいじめに関わつた場合は、その要因や背景も聞きながら、相手の子どもの立場に立って、どうしていくべきかを我が子と共に考える姿勢が大切である。

(地域) 地域においては、いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進することが大切である。また、自治会・婦人会・老人クラブ・PTA等の地域団体による子育て支援の活動を地域に広げていくことが求められる。

(4)『いじめ問題への理解』 いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

(学校) 学校においては、複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性等について、校内対応マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む必要がある。

(家庭) 家庭においては、保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について深く認識する。

また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話などのツールの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行することが大切である。

(地域) 地域においては、学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の在り様も含め多様ないじめの問題がもたらす影響について理解することが大切である。また、企業など情報発信の関係者にあつては、プライバシーの保護といった情報倫理について適切に対応する

ことが求められる。

Ⅲ いじめ防止等に関する取組

1 推進体制

(1) 新温泉町いじめ防止基本方針

新温泉町いじめ防止基本方針に基づき、町教育委員会が設置する「子ども相談室」を総合的な相談窓口とし、学校・関係専門機関との緊密な連携により、未然防止や早期発見、早期対応など組織的な取組を進める。

- ・ 町教育委員会「子ども相談室」の教育相談・悩み相談。
- ・ 各校設置のいじめ対応の校内委員会と教育委員会との連携。
- ・ いじめ対応ネットワーク会議、関係諸機関との連携強化。
- ・ 町立教育研修所をはじめとした生徒指導に関する研修の充実。
- ・ 生徒指導等、各種研修会による教職員の資質向上・指導力の向上。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と組織的対応の強化・充実

- ・ 各学校は、基本方針を策定し、管理職のリーダーシップの下、校内委員会を中心に全教職員の共通理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行うとともに、定期的に取り組みの点検・評価を行い、改善するように努める。
- ・ 基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

また、ホームページや学校だより等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

(3) いじめ対応の校内委員会の役割

いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となるのが校内委員会である。

この委員会には、次の機能が必要であり、明確に校務分掌に位置づける。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑦ いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等

2 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

ア 児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が主体的に参加、活躍できる学校行事や授業づくりを進める。

イ 生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育を充実する。

ウ 人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育む。

(2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育てる。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育てる。また、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

また、教育は人格と人格の触れ合いであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

(4) 児童生徒や学級の状況の把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わり手立てを講じる。

また、日記や生活ノート等を通して児童生徒の内面理解に努めるとともに、その有効な活用を図る。また、必要に応じて児童生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、児童生徒や学級の状況を把握し、カウンセラーや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら指導に生かす。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

(5) 教職員の対応能力向上に向けた研修

カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期

対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

また、校内委員会（生徒指導組織、チーム会議等の改編）の定期的な開催とともに、必要に応じて情報共有や指導のあり方・連携について、即時対応を含めて十分な協議を行う。

なお、体罰は児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No！体罰」（平成25年7月）等を活用した研修を実施する。

(6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について児童生徒、保護者、教職員、地域の理解を促進する。

(7) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デーなど勤務時間の適正化にむけた取組を強化するとともに、学校業務改善を積極的に進め、教職員がゆとりをもって児童生徒と関わる時間の確保に努める。

3 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する

(1) 相談窓口の整備、環境づくり

ア 町及び県、関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、迅速・的確に対応する。

イ 児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。

また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。

保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取扱いについては明確にしておく。

(2) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

(3) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行う。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間の設定や、少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、校内委員会を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめへの組織的対応

ア 学校との情報共有や指導助言

町教育委員会は、校園長会等で定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行うとともに、いじめが発生した場合は、直ちに学校より報告を受ける。また、深刻ないじめの場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。

また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。

イ 児童生徒の安全確保と指導の手立て

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。指導に当たっては当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて町教育委員会、関係機関と連携する。

この際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒に深くかかわり、人間的成長につながる指導を進める。

また、いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

ウ いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。

なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

エ いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言とともに、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

オ 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

カ 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに町教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

キ 問題解決に向けた専門家の要請

学校支援チーム（教員・警察官経験者、スクールソーシャルワーカー、精神科医）、県教育委員会指導主事等の派遣要請、弁護士等からなる教育事務所「教育相談窓口」等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を受ける。さらに必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

また、スクールカウンセラー・スーパーバイザーによるスクールカウンセラーに対する助言や重大事件発生時の心のケアに係る支援活動を要請し、問題解決に当たる。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

報モラルに関する教職員の指導力の向上を図るとともに、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

(1) 体制の整備

ア 児童生徒、教職員及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習・研修を進める。

イ 児童生徒が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動や携帯電話の使用等のルールづくりなどを推進する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

(2) 防止等の啓発

児童生徒、保護者、教職員に対して、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

また、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

6 家庭・地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発し連携協力関係を深める。

(2) 家庭・地域からの協力

町青少年育成協議会、町連合PTA、単位PTA、学校評議員、学校支援地域本部などとの連携により家庭・地域の理解、教育活動への協力・支援の取組を進め、地域ネットワーク化を図る。

7 関係機関との連携

(1) 町教育委員会との連携

ア 迅速な報告、相談、対応等についての連携強化。

イ いじめ対応ネットワーク会議による関係機関、学校、教育委員会の連携促進。

(2) 警察等との連携

ア 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為については早期の相談・通報。

イ 家庭の要因等の支援に向け、関係課・こども家庭センター等との連携。

IV 重大事態への対処

1 町教育委員会及び学校による調査

学校と町教育委員会がしっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にし、同様な事態の発生防止を図るために調

査する。重大事態発生の報告を受け、町教育委員会は町長に報告するとともに、当該学校に出向き、事態の把握、状況確認等を行い、調査・対応について協議する。

〔重大事態〕

- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(1) 調査の方法

ア 調査主体

当該学校が主体となる。なお、町教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や助言、人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 事実関係を明確にする。

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。調査により、しっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

また、町教育委員会は、学校に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

(2) 調査のあり方

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

この取組を受け、町教育委員会はより積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対す

る質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

2 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、町教育委員会は町長及び県教育委員会に報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

3 調査結果を踏まえた措置

調査結果の報告を受けた町長は、経過や調査結果について町議会に報告する。また、調査結果をふまえ、町教育委員会と必要な措置について協議する。

なお、必要に応じて、専門的知識及び経験を有する第三者で構成する「新温泉町いじめ問題調査委員会」を設置し、調査結果について再調査を行い、問題の解決に当たる。

町議会への報告は、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

V その他、基本方針に係る事項

- この基本方針をもとに各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- 各学校は「いじめ対応マニュアル」（平成24年／県教育委員会）も併せて活用することにより一層の実践力を高める。
- 「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の教育の充実、いっそうの生徒指導の充実を図っていく上での、教職員の指導力・意識の向上、組織体制における共通理解の重要性や対応など、基本的な在り方を示すものとして、教職員全体で認識し、年度ごとに体制的見直しを図っていくものとする。